件 名	愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例
主 管 課	労政雇用課雇用対策室・保健福祉課
根拠法令等	

【改正の概要】

国の平成 24 年度補正予算により、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用した「福祉・介護人 材確保緊急支援事業」が創設されるとともに、その他の事業の実施期限が1年延長されたことに伴 う改正

〇第1条の改正

県内の厳しい雇用情勢に対処し、

- ①失業した派遣労働者、中高年齢者等に対する短期の雇用及び就業の機会の創出 並びに生活及び就労の相談の総合的な実施
- ②失業して住居を失った生活困窮者等に対する就業等のための生活、就労、住宅 の確保等の支援
- 【③福祉及び介護に係る人材の安定的な確保 ← (追加)

| を図るために要する経費の財源に充てるため、緊急雇用創出事業臨時特例基金を設 | 置する。

〇附則第2項の改正

この条例は、**平成26年3月31日**限り、その効力を失う。

(改正) 平成27年3月31日

施 行 日 | 公布の日

【その他参考事項】

基金を活用して実施する事業内容

(1) 緊急雇用創出事業(所管:雇用対策室)

非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、地域のニーズに応じた人材育成を行うほか、次の雇用 までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業を実施

(2) 住まい対策拡充分(本県予算事項;生活困窮者支援分)(所管:保健福祉課)

- ①住宅手当緊急特別措置事業 住宅を喪失し、又は喪失するおそれのある離職者に住宅手当を支給
- ②生活保護受給者・住宅手当受給者に対する就労支援員の配置 福祉事務所に就労支援員を配置し、就 労支援を実施
- ③ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業 ホームレス等の自立を支援するため、緊急一時的な宿 泊場所の提供及びNPO等の民間支援団体が行う支援の事業を実施
- ④生活福祉資金相談体制整備事業 生活福祉資金貸付制度に係る県・市町社会福祉協議会の相談体制の 充実・強化のための事業を実施
- ⑤<u>福祉・介護人材確保緊急支援事業</u>(新設) (愛媛県障害者自立支援対策臨時特例基金から移管) 介護福祉士の潜在的有資格者の活用や新規参入を促進するため、人材確保対策のための事業を実施